

学校の指定変更等に関する取扱基準

(令和2年4月1日改正)

「根室市立学校通学区域規則」第4条ただし書きの「正当と認められる特別な事由」の取扱基準を、次のとおり定める。

許 可 基 準	許 可 期 間	添 付 書 類
1. 家庭環境による場合		
(1) 共働き家庭や保護者の長期不在等により、保護者の依頼先または保護者の就労先の学校へ通学することが望ましいと考えられる場合。 ※引き続き通学を希望する場合は、毎年度申請すること。	許可月～申請理由が解消するまでの期間	・不要
(2) 兄弟等で、通学区域外の学校に通学する事により、世帯内で同種複数校に子弟が通学する事による負担の軽減を図るため。 ※引き続き通学を希望する場合は、毎年度申請すること。	許可月～申請理由が解消するまでの期間	・不要
2. 短期間の転居による場合		
(1) 学年始または学期始において、住宅の新築・取得、または賃貸住宅（アパート含む）に3ヶ月以内に転居が確定している場合。	許可日から3カ月	・建築確認申請書の写 ・建築確認申請書及び賃貸契約書の写
(2) 増・改築のため、短期間（3ヶ月以内）仮の住まいに住所変更をした場合。	許可日から3カ月	・賃貸契約書の写
3. 通学の利便性の場合		
就学指定校以外の学校へ通学することが、距離や交通の利便・状況等の面で、児童生徒の負担が軽減されと考えられる場合で、かつ、通学の安全上支障がない場合。	小学生の場合、小学校卒業までの期間 中学生の場合、中学校卒業までの期間	・不要
4. 部活動等による場合		
中学校において、参加したい部活動が就学指定校にない場合で、就学指定校の近隣の中学校に該当の部活動がある場合。	当該部活動に入部している期間	・不要
5. 「いじめ」による場合		
現にいじめにあうか、いじめにあったことを原因で、当該学校への登校が困難な場合。 ※ただし、許可にあたっては、十分な調査の上判断する。 ※住所変更に伴う転校等で「いじめにあうかもしれない」といった、予測に基づくものは対象としない。	小学生の場合、小学校卒業までの期間 中学生の場合、中学校卒業までの期間	・児童相談所等の所見 ・学校長の所見 ・その他事実を証する書類
6. 教育的理由による場合		
(1) 発達障害等により、正規通学校以外の学校に通学する事が必要と認められる場合。	小学生の場合、小学校卒業までの期間 中学生の場合、中学校卒業までの期間	・医師の診断書等
(2) 中学校において、教科による未履修科目が発生する場合。 (主に社会科におけるザブトン式とパイ式の違いによる等。)	卒業までの期間	・教科書給与証明書
(3) 中学3年生で、転居により高校受験に悪影響があると思われる場合。	卒業までの期間	
(4) その他、保護者の教育方針等、区域外通学を許可するに足る教育上の理由があると認められる場合。	許可月～申請理由が解消するまでの期間	
【通学の安全確保等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・区域外通学は、保護者の責任において登下校安全を確保して行うことを許可条件とする。 ・保護者において登下校の安全が確保できないと判断する場合は、区域外通学を許可しない。 		

※ 許可基準5及び6の(2)において、教育委員会が区域外通学を許可し、小学校4km以上、中学校5km以上の通学距離を有する児童・生徒の場合は、根室市立小・中学校児童・生徒通学費の補助対象となる。

※ 許可基準6の(1)において、教育委員会が区域外通学を許可した場合、通学距離にかかわらず児童・生徒が公共交通機関を利用しなければ通学が困難な場合で教育委員会が必要と認めた者については、特別支援教育就学奨励費の対象となる。